

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号
実用新案登録第3208078号
(U3208078)

(45) 発行日 平成28年12月22日 (2016. 12. 22)

(24) 登録日 平成28年11月30日 (2016. 11. 30)

(51) Int. Cl. F 1
B 6 5 B 69/00 (2006. 01) B 6 5 B 69/00 B
B 2 6 B 27/00 (2006. 01) B 2 6 B 27/00 E

評価書の請求 未請求 請求項の数 6 O L (全 11 頁)

(21) 出願番号 実願2016-4874 (U2016-4874)
 (22) 出願日 平成28年10月7日 (2016. 10. 7)

(73) 実用新案権者 000145552
 株式会社曙産業
 新潟県燕市南1丁目2番11号
 (74) 代理人 100140394
 弁理士 松浦 康次
 (72) 考案者 大山 剛
 新潟県燕市南1丁目2番11号 株式会社
 曙産業内

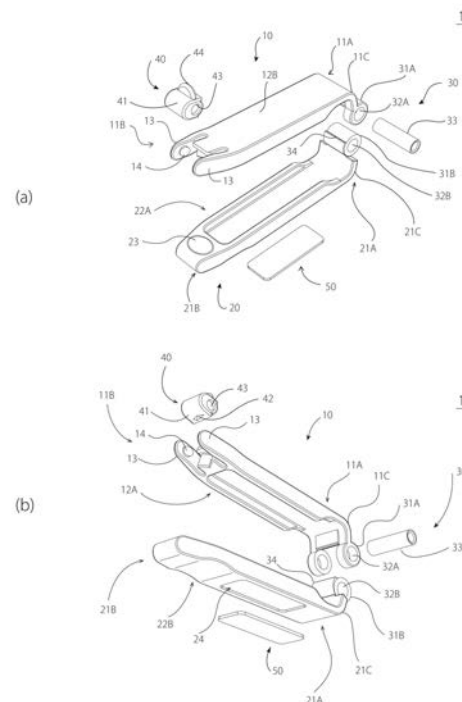
(54) 【考案の名称】 開封用カッター

(57) 【要約】

【課題】食品包装袋等の扁平状物体だけでなく、段ボール箱やペットボトル等の塊状物体の密封部位の開封・切断にも適用でき、安全で使い勝手も良いカッターを提供する。

【解決手段】開封用カッター1は、第1部材10と、第2部材20と、第1・第2部材10, 20の第1端11A, 21A同士を回動自在に接続する連結部30と、第1部材10の第2端11B近くの第1面12Aに設けられた刃部40と、を備える。連結部30での回動により、第1・第2部材10, 20は、第1面12A, 22A同士が対向しかつ最も接近する第1姿勢と、第1面12A, 22Aが互いに外側に向くように離れた第2姿勢と、を取ることができる。第1姿勢では、刃部40と第2部材20の第1面22Aとの間で扁平状被開封物を挟持・切断可能である。一方、第2姿勢では、塊状被開封物に刃部40を押し当てて当該被開封物を切断可能である。

【選択図】 図1



【実用新案登録請求の範囲】

【請求項 1】

第 1・第 2 端と、第 1 面と、が設けられた第 1 部材と、
第 1・第 2 端と、前記第 1 部材の前記第 1 面と対向可能な第 1 面と、が設けられた第 2 部材と、

前記第 1・第 2 部材の前記第 1 端同士を回動自在に接続する連結部と、

前記第 1 部材の前記第 2 端近くの前記第 1 面に設けられた刃部と、

を備えた開封用カッターであって、

前記連結部での回動により、前記第 1・第 2 部材は、前記第 1 面同士が対向しかつ最も接近する第 1 姿勢と、前記第 1 面同士が互いに外側に向くように離れた第 2 姿勢と、を取ることができ、

前記第 1 姿勢では、前記刃部と前記第 2 部材の前記第 1 面との間で扁平状被開封物を挟持・切断可能であり、かつ、

前記第 2 姿勢では、塊状被開封物に前記刃部を押し当てて該塊状被開封物を切断可能であることを特徴とする開封用カッター。

【請求項 2】

前記第 1・第 2 部材の少なくとも一方には、他方の回動を規制する第 1 規制手段が形成され、かつ、

前記第 1 規制手段は、前記第 1 姿勢を取る際に前記刃部を前記第 2 部材の前記第 1 面に接触させずに前記第 1 面から離間距離を保つようにし、かつ、前記第 1 姿勢にて前記扁平状被開封物を切断する際には、前記離間距離が近づくように前記第 1・第 2 部材の少なくとも一方を弾性変形できることを特徴とする請求項 1 に記載の開封用カッター。

【請求項 3】

前記第 1・第 2 部材の少なくとも一方には、他方の回動を規制する第 2 規制手段が形成され、かつ、

前記第 2 規制手段は、前記第 2 姿勢を取る際に前記第 1 部材と第 2 部材との対向角を $90^\circ \sim 270^\circ$ の角度に保つことを特徴とする請求項 1 又は 2 に記載の開封用カッター。

【請求項 4】

前記第 1 部材上の前記刃部が、前記第 2 部材へ向けて突出した露出状態と、前記第 1 部材内部に収納された収納状態と、のいずれかの状態で一時的に固定可能であることを特徴とする請求項 1～3 のいずれかに記載の開封用カッター。

【請求項 5】

前記第 1 部材及び前記第 2 部材の少なくとも一方に設けられた磁石をさらに備えることを特徴とする請求項 1～4 のいずれかに記載の開封用カッター。

【請求項 6】

第 1・第 2 端と、第 1 面と、が設けられた第 1 部材と、

第 1・第 2 端と、前記第 1 部材の前記第 1 面と対向可能な第 1 面と、が設けられた第 2 部材と、

前記第 1・第 2 部材の前記第 1 端同士を接続しつつ互いの前記第 1 面間の距離が近づくように前記第 1・第 2 部材の少なくとも一方を弾性変形できる連結部と、

前記第 1 部材の前記第 2 端近くに前記第 1 面に回動自在に設けられた刃部と、

を備えた開封用カッターであって、

前記刃部の回動により、前記刃部は、前記第 2 部材の前記第 1 面に向けて突出した第 1 姿勢と、前記第 1 部材の前記第 2 端の外側に向けて突出した第 2 姿勢と、を取ることができ、

前記第 1 姿勢では、前記刃部と前記第 2 部材の前記第 1 面との間で扁平状被開封物を挟持・切断可能であり、かつ、

前記第 2 姿勢では、塊状被開封物に前記刃部を押し当てて該塊状被開封物を切断可能であることを特徴とする開封用カッター。

10

20

30

40

50

【考案の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本考案は、一般家庭において、食品包装袋、封筒、豆腐包装パック、ペットボトルのシュリンクフィルム等の外装ラベル、野菜類を結束した状態のテープ等の被開封物を容易に開封できるカッターに関するものである。

【背景技術】**【0002】**

一般家庭においては、日常的に、食品を包装した袋や封筒を開封する必要がある。特に、飴やスナック菓子等を包装した袋や豆腐を水とともに封入したパッケージは、両手を使って袋やパッケージの開封予定部位の一部を他部から引き離す或いは引き剥がすことで開封できるよう設計されている。

10

【0003】

しかしながら、これらを実際に開封しようとする際は、開封予定部位の両部が強く密着されており、両手を使った人力では、開封予定部位を開封できない或いは開封しづらいといった不具合が多々発生していた。

【0004】

以上のような不具合が発生した場合、食品包装袋や封筒の場合、一般家庭に通常置かれる公知のカッターやハサミを使用して対処されることが多い。一方、豆腐やゼリー等のパッケージの場合、公知の包丁を使用することが多い。

20

【0005】

しかしながら、前者のカッターやハサミの場合、この目的だけに使用される訳ではないため衛生的では無いといった心配があった。後者の包丁の場合、誤って怪我をしてしまうといった危険があった。

【0006】

このような不便さを解消する先行技術として、以下の特許文献1～4を紹介する。

【0007】

1．食品包装袋や封筒を開封するためのカッター（先行技術）

特許文献1及び2には、食品包装袋等を開封するためのカッターが開示されている。

【0008】

2．豆腐やゼリーのパッケージを開封するためのカッター（先行技術）

特許文献3には、パッケージの開封に適した形状を有した専用ナイフが開示されている。

30

【0009】

3．上記1及び上記2のどちらの用途にも対応可能なカッター（先行技術）

さらに、本考案者によって考案された特許文献4には、上記1及び上記2のどちらの用途にも対応可能な開封用カッターが既に開示されている。

【0010】

（新たな用途への要望）

しかしながら、一般家庭においても、簡単な開封・切断が望まれる対象は、上述の事例に限らず、例えば、段ボール箱を密封したガムテープ、ペットボトルのシュリンクフィルム、野菜等の青果物を複数結束した状態のテープなどが挙げられる。

40

【0011】

しかしながら、上記用途1の食品包装袋、上記用途2の豆腐等の包装パッケージに加え、上述したシュリンクフィルムやテープ等を開封・切断するための新たな用途（第3の用途）にも対応可能な開封用カッターは現在までに存在していない。

【0012】

例えば、特許文献1，2，4のいずれのカッターにも、U字形断面を成す本体と、そのU字形の内壁面に刃とが設けられるため、U字の隙間に挿入可能な食品包装袋等の扁平状被開封物に該刃を接触させることができる。しかしながら、これらの先行技術のカッター

50

では、U字の隙間に入らない位に大きな塊状被開封物（ペットボトル、野菜、段ボール箱等）には、被開封物の所望の箇所を切断できないばかりか、刃を当てることすらできない。

【0013】

一方、特許文献3のカッターであれば、上記用途2に加え、この新たな用途にも対応できそうではあるものの上記用途1に対応できるものでもないし、使用時・保管時の安全性に優れたものでもない。

【0014】

従って、これらの用途の全てに対して簡単かつ安全に対応できる製品への潜在的需要は高いであろうと本考案者は考えた。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0015】

【特許文献1】特開2005-035657号公報

【特許文献2】実開平06-068678号公報

【特許文献3】特開2000-325244号公報

【特許文献4】登録実用新案第3187421号公報

【考案の概要】

【考案が解決しようとする課題】

【0016】

本考案は、このような実情に鑑みて提案されたものであり、食品包装袋等の扁平状物体だけでなく、段ボール箱の包装テープやペットボトルのシュリンクフィルム等の塊状物体の密封部位の開封・切断にも適用でき、安全で使い勝手も良いカッターを提供することを目的とする。

【0017】

すなわち、本考案は、例えば、次の構成・特徴を採用するものである。

（態様1）

第1・第2端と、第1面と、が設けられた第1部材と、

第1・第2端と、前記第1部材の前記第1面と対向可能な第1面と、が設けられた第2部材と、

前記第1・第2部材の前記第1端同士を回動自在に接続する連結部と、

前記第1部材の前記第2端近くの前記第1面に設けられた刃部と、

を備えた開封用カッターであって、

前記連結部での回動により、前記第1・第2部材は、前記第1面同士が対向しかつ最も接近する第1姿勢と、前記第1面同士が互いに外側に向くように離れた第2姿勢と、を取ることができ、

前記第1姿勢では、前記刃部と前記第2部材の前記第1面との間で扁平状被開封物を挟持・切断可能であり、かつ、

前記第2姿勢では、塊状被開封物に前記刃部を押し当てて該塊状被開封物を切断可能であることを特徴とする開封用カッター。

（態様2）

前記第1・第2部材の少なくとも一方には、他方の回動を規制する第1規制手段が形成され、かつ、

前記第1規制手段は、前記第1姿勢を取る際に前記刃部を前記第2部材の前記第1面に接触させずに前記第1面から離間距離を保つようにし、かつ、前記第1姿勢にて前記扁平状被開封物を切断する際には、前記離間距離が近づくように前記第1・第2部材の少なくとも一方を弾性変形できることを特徴とする態様1に記載の開封用カッター。

（態様3）

前記第1・第2部材の少なくとも一方には、他方の回動を規制する第2規制手段が形成され、かつ、

10

20

30

40

50

前記第 2 規制手段は、前記第 2 姿勢を取る際に前記第 1 部材と第 2 部材との対向角を $= 90^\circ \sim 270^\circ$ の角度に保つことを特徴とする態様 1 又は 2 に記載の開封用カッター。

(態様 4)

前記第 1 部材上の前記刃部が、前記第 2 部材へ向けて突出した露出状態と、前記第 1 部材内部に収納された収納状態と、のいずれかの状態で一時的に固定可能であることを特徴とする態様 1 ~ 3 のいずれかに記載の開封用カッター。

(態様 5)

前記第 1 部材及び前記第 2 部材の少なくとも一方に設けられた磁石をさらに備えることを特徴とする態様 1 ~ 4 のいずれかに記載の開封用カッター。

10

(態様 6)

第 1・第 2 端と、第 1 面と、が設けられた第 1 部材と、

第 1・第 2 端と、前記第 1 部材の前記第 1 面と対向可能な第 1 面と、が設けられた第 2 部材と、

前記第 1・第 2 部材の前記第 1 端同士を接続しつつ互いの前記第 1 面間の距離が近づくように前記第 1・第 2 部材の少なくとも一方を弾性変形できる連結部と、

前記第 1 部材の前記第 2 端近くに前記第 1 面に回動自在に設けられた刃部と、

を備えた開封用カッターであって、

前記刃部の回動により、前記刃部は、前記第 2 部材の前記第 1 面に向けて突出した第 1 姿勢と、前記第 1 部材の前記第 2 端の外側に向けて突出した第 2 姿勢と、を取ることができ、

20

前記第 1 姿勢では、前記刃部と前記第 2 部材の前記第 1 面との間で扁平状被開封物を挟持・切断可能であり、かつ、

前記第 2 姿勢では、塊状被開封物に前記刃部を押し当てて該塊状被開封物を切断可能であることを特徴とする開封用カッター。

【考案の効果】

【0018】

本考案の開封用カッターによれば、食品包装袋等の扁平状物体だけでなく、段ボール箱の包装テープやペットボトルのシュリンクフィルム等の塊状物体の密封部位の開封・切断にも適用できる。加えて、安全で使い勝手も良いカッターが提供される。

30

【0019】

具体的には、本考案のカッターは、上述のように第 1・第 2 部材の連結部が回動自在とした構成であり、第 1・第 2 部材は、第 1 面同士が対向しかつ最も接近する第 1 姿勢と、前記第 1 面が互いに外側に向くように離れた第 2 姿勢と、を取ることができ、前記第 1 姿勢では扁平状被開封物の所望箇所を挟持・切断できるようになり、前記第 2 姿勢では、塊状被開封物の所望箇所に前記刃部を押し当てて当該所望箇所を切断できるようになる。

【図面の簡単な説明】

【0020】

【図 1】(a) は実施例の開封用カッターを示した分解斜視図であり、(b) は (a) とは異なる方向から見た分解斜視図である。

40

【図 2】(a) は第 1 姿勢におけるカッターの斜視図であり、(b) は (a) とは異なる方向から見た斜視図である。

【図 3】(a) は第 1 姿勢におけるカッターの正面図であり、(b) は背面図である。

【図 4】(a) は、第 1 姿勢のカッターにおいて、刃本体が収納された状態、(b) は刃本体が露出した状態、(c) は刃本体が第 2 部材の第 1 面 (の隆起部) に当接した状態を示したカッターの断面図である。

【図 5】第 2 姿勢におけるカッターの斜視図 (a) 及び断面図 (b) である。

【図 6】第 1 姿勢におけるカッターで扁平状被開封物を実際に切断した様子を示した画像である。

50

【図7】第2姿勢におけるカッターで塊状被開封物を実際に切断した様子を示した画像である。

【考案を実施するための形態】

【0021】

以下、本考案を図面に示す実施例に基づき説明するが、本考案は、下記の具体的な実施例に何等限定されるものではない。なお、各図において同一又は対応する要素には同一符号を用いる。

【実施例】

【0022】

(開封用カッターの主要な構成要素)

本実施例の開封用カッター(以下、単に「カッター」とも呼ぶ。)1は、図1～図5に示すように、主要な要素として、後述する第1・第2部材10, 20と、連結部30と、刃部40と、を備える。

【0023】

(第1・第2部材)

図示の第1部材10には、第1・第2端11A, 11Bと、第1・第2面12A, 12Bと、が設けられる。一方、第2部材20には、第1・第2端21A, 21Bと、第1部材10の第1面12Aと対向可能な第1面22Aと、が設けられる。なお、図示では、刃部40は第1部材10の第2端11B近くの第1面12Aに設けられている。

【0024】

(連結部)

また、連結部30は、第1・第2部材10, 20の第1端11A, 21A同士を回動自在に接続する。図示の例では、第1端11A, 21Aには互いに近づくように湾曲部11C, 21Cが設けられており、互いの湾曲部11C, 21Cの先端には、互いに嵌合可能なヒンジ用凹部31Aとヒンジ用凸部31Bとが設けられている。凹部31Aと凸部31Bには、それぞれ、同径のヒンジ孔32A, 32Bが形成されており、これらのヒンジ孔32A, 32Bは、第1・第2部材10, 20の第1端11A, 21A同士が嵌合された際に、同一の中心軸を有するようになり、これらのヒンジ孔32A, 32Bに枢軸ピン33を挿通することによって、第1・第2部材10, 20は連結部30を基点として互いに回動自在となるのである。

【0025】

(連結部での回動により得られる動作機構・効果)

連結部30での上述の回動により、第1・第2部材10, 20は、第1面12A, 22A同士が対向しかつ最も接近する第1姿勢(例えば、図2(a)及び(b)参照)と、第1面同士12A, 22Aが互いに外側に向くように離れた第2姿勢(例えば、図5(a)及び(b)参照)と、を取ることができるようになる。具体的には、第1姿勢のカッター1は、側面視で、アルファベットの「U」の字を横に向けたような形状を成す(例えば、図4(a)及び(b)参照)。これに対して、第2姿勢のカッター1は、第1・第2部材10, 20が連結部30を基点に開脚したような形状を成す。

【0026】

(第1姿勢のカッターの長所)

第1姿勢(「U」字状に閉じて保持された状態)では、刃部40と第2部材20の第1面22A(好ましくは、隆起部23)との間で扁平状被開封物6の所望箇所を挟持・切断可能となる。

【0027】

(第1姿勢のカッターの用途)

この第1姿勢でのカッター1のより具体的な用途としては、例えば、図6に示すが如く、比較的扁平な食品包装袋6の一部を第1・第2部材10, 20の隙間G(図4(a)及び(b)を参照)に差し込み、操作者の手指で第1・第2部材10, 20を互いに近づくように力を加えて弾性変形(図4(c)参照)させることで、この袋6を挟持・押圧する

10

20

30

40

50

ことができる。この状態を維持しながら本考案のカッター 1 を移動させれば、当該袋 6 の所望箇所を切断できるようになる。

【0028】

(第2姿勢のカッターの長所)

第2姿勢(第1・第2部材10, 20が開脚した状態)では、第1姿勢下での第1・第2部材10, 20の間隔(U字状の隙間G)に差し込めないような塊状被開封物7(図7の各図では、7A, 7B, 7C)に対しても、その所望箇所に刃部40を押し当てて当該所望箇所を切断できるようになる。

【0029】

(第2姿勢のカッターの用途1)

この第2姿勢でのカッター1のより具体的な用途としては、例えば、図7(a)に示すが如く、ペットボトル7Aのシュリンクフィルム71に刃部40を押し当てながら、カッター1を移動させることで、このシュリンクフィルム71を切断し、これをペットボトル7Aの胴部から剥がすことができるようになる。

【0030】

(第2姿勢のカッターの用途2)

また、第2姿勢で実現可能な別の用途として、図7(b)に示すが如く、段ボール箱7Bを密封しているガムテープ72に刃部40を押し当てながら、カッター1を移動させることで、このガムテープ72を切断し、段ボール箱7Bを開封できるようになる。

【0031】

(第2姿勢のカッターの用途3)

さらに、第2姿勢で実現可能なもう一つ別の用途として、図7(c)に示すが如く、同種の野菜類7Cを結束している結束テープ73に刃部40を押し当てながら、カッター1を移動させることで、この結束テープ73を切断し、野菜類7Cを個々に分離できるようになる。

【0032】

(第1規制手段)

第1・第2部材10, 20の少なくとも一方には、他方の回動を規制する第1規制手段34(例えば、ヒンジ用凸部31Bの外周壁に設けられた突起部34)が形成され、かつ、第1規制手段34は、第1姿勢を取る際に、刃部40を、第2部材20の第1面22Aに接触させず、かつ、第1面22Aから所定の離間距離(隙間G)を保つようにし、かつ、第1姿勢にて扁平状被開封物6を切断する際には、離間距離Gが近づくように第1・第2部材10, 20の少なくとも一方を弾性変形できることが好ましい。これにより、第1・第2部材10, 20は、手指等により外力を与えない限りは、所定距離Gだけ離間されるようになり、食品包装袋等の扁平状被開封物6を第1・第2部材10, 20間に難なく差し入れることができるようになる。そして、外力が加えられると第1・第2部材10, 20間の隙間Gが狭くなり、最終的には、図4(c)に示すように、刃本体42と第2部材20(隆起部23)とで被開封物6を挟持・切断できる。

【0033】

(第2規制手段)

さらに、第1・第2部材10, 20の少なくとも一方には、他方の回動を規制する第2規制手段(例えば、湾曲部11C, 21C)が形成され、かつ、この第2規制手段は、カッター1が第2姿勢を取る際に、第1部材10と第2部材20との対向角を $\theta = 90^\circ \sim 270^\circ$ の角度に保つことが好ましい(図5(a)及び(b)も参照)。これにより、第1・第2部材10, 20が互いに所望角度で開脚した状態が保たれ、過剰に開脚されることは無いので、第2姿勢においても本考案のカッター1は、安定した状態で使用することができる。特に、 $\theta = 150^\circ \sim 210^\circ$ が更に好ましく、これにより、段ボール箱7B等の塊状被開封物7の表面に付着したガムテープ72を切断する際に、第2部材20が当該表面にぶつかって邪魔になる恐れもなくなる(図7(b)も参照)。

【0034】

10

20

30

40

50

(刃部の安全収納構造)

なお、刃部 40 は、第 2 部材 20 へ向けて刃本体 42 が突出した露出状態 (図 4 (b) を参照) と、第 1 部材 10 内部に刃本体 42 が収納された収納状態 (図 4 (a) を参照) と、のいずれかの状態で一時的に固定可能であることが好ましい。この好適な形態は、例えば、図示の構成により、実現可能である。具体的には、刃部 40 には、略円柱部 41 と、この略円柱部 41 に根元部が埋設されかつ先端が外側に突出した刃本体 42 と、が設けられる。略円柱部 41 における左右の端面には凹部 43 , 43 が形成される。

【 0035 】

ここで、第 1 部材 10 の第 2 端 11 B は、第 1 部材 10 の幅方向の両端から前方に延びた張り出し部 13 , 13 が形成される。さらに、張り出し部 13 , 13 の内側壁には互い
10
対向するように延び、上述の凹部 43 に対応した寸法を有した凸部 14 , 14 が形成される。以上のように構成された張り出し部 13 , 13 は、互いに離間しており、略円柱部 41 がこの離間距離に対応した長さを有するようになれば、凹部 43 と凸部 14 とを係合すれば、略円柱部 41 を張り出し部 13 , 13 の間で回転自在に配置できるようになる。そして、例えば、略円柱部 41 の外周の一部に設けられた摘み 44 で回転操作することで、略円柱部 41 に設けられた刃本体 42 の露出状態と収納状態とを容易に切り替えることが可能となる。

【 0036 】

(磁石の設置)

また、カッター 1 は、第 1 部材 10 及び第 2 部材 20 の少なくとも一方に設けられた磁石 50 をさらに備えていてもよい。例えば、図 1 に示すように、薄いシート状磁石 50 を第 2 部材 20 の底面である第 2 面 22 B (好ましくは、その凹部 24 内) に設けることが好ましい。これにより、カッター 1 を使用しない時には、図示しない冷蔵庫の壁等の金属面にカッター 1 を貼り付けておくことができ、必要時に即座にカッター 1 を手に取ることが
20
できる。

【 0037 】

(変形例)

以上、図面を参照しながら、実施例のカッター 1 の上記構成を説明したが、本考案はこの例に限定されない。例えば、カッター 1 に、回動自在な連結部 30 を設けずに、刃部 40 の方に連結部 30 が果たす回動の役割・機能を持たせるようにしてもよい。
30

【 0038 】

例えば、図示しないが、刃部 40 を、第 1 部材 10 の第 2 端 11 B 近くの第 1 面 12 A に回動自在 (例えば、第 1 部材 10 の幅方向に延びた図示しない軸を基点に回転自在) に設けるように構成してもよい。この刃部 40 の回動により、刃部 40 は、第 2 部材 20 の第 1 面 22 A に向けて突出した第 1 姿勢と、第 1 部材 10 の第 2 端 11 B の外側 (前方) に向けて突出した第 2 姿勢と、を取ることができるようになる。上述の実施例と同様に、第 1 姿勢では、刃部 40 と第 2 部材 20 の第 1 面 22 A との間で扁平状被開封物 6 の所望箇所を挟持・切断可能である。一方、第 2 姿勢では、塊状被開封物 7 の所望箇所に刃部 40 を押し当てて当該所望箇所を切断可能となる。

【 0039 】

以上のような変形例の構成によっても、上記実施例と同様な機能を奏することができるようになる。
40

【 産業上の利用可能性 】

【 0040 】

本考案の開封用カッターによれば、食品包装袋等の扁平状物体だけでなく、段ボール箱の包装テープやペットボトルのシュリンクフィルム等の塊状物体の密封部位の開封・切断にも適用でき、従来の同種の製品より適用できる対象・用途を著しく広げることができるようになった。加えて、安全で使い勝手も良いカッターが提供される。

【 0041 】

このように、本考案の開封用カッターは、産業上の利用価値及び産業上の利用可能性が
50

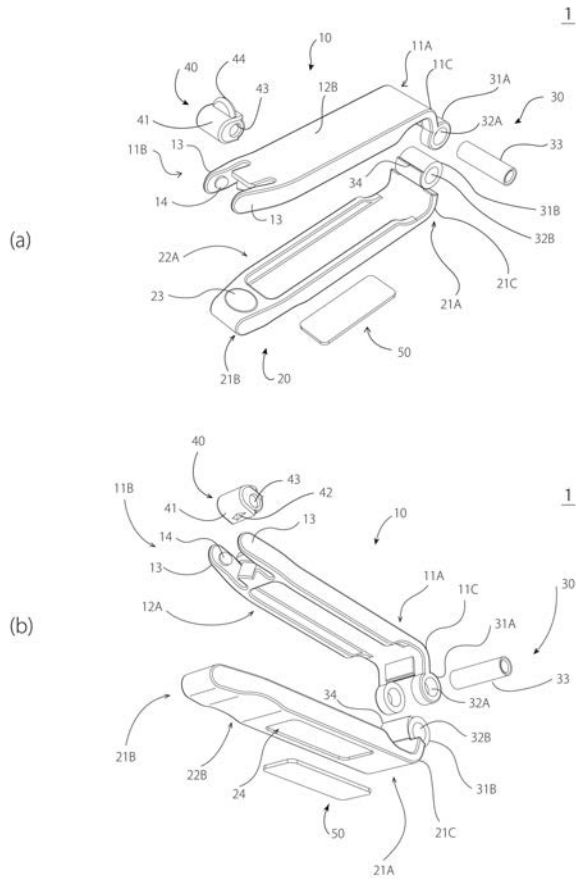
非常に高い。

【符号の説明】

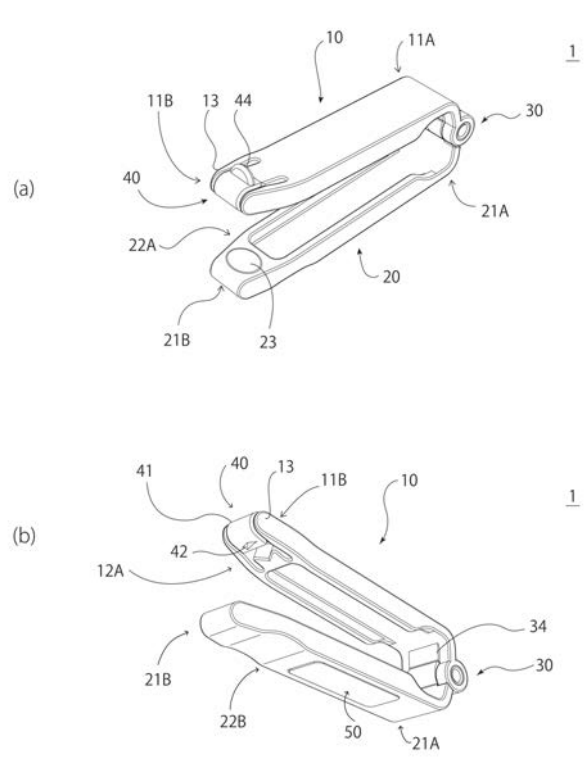
【0042】

1	カッター	
10	第1部材	
11A, 11B, 11C	第1部材の第1端, 第2端, 湾曲部	
12A, 12B	第1部材の第1面, 第2面	
13	張り出し部	
14	凸部	
20	第2部材	10
21A, 21B, 21C	第2部材の第1端, 第2端, 湾曲部	
22A, 22B	第2部材の第1面, 第2面	
23	隆起部	
24	第2部材の凹部	
30	連結部	
31A	ヒンジ用凹部	
31B	ヒンジ用凸部	
32A, 32B	ヒンジ孔	
33	枢軸ピン	
34	第1規制手段(突起部)	20
40	刃部	
41	略円柱部	
42	刃本体	
43	略円柱部の凹部	
44	摘み	
50	磁石	
6	扁平状被開封物(食品包装袋)	
7	塊状被開封物	
7A	ペットボトル	
7B	段ボール箱	30
7C	野菜類	
71	シュリンクフィルム	
72	ガムテープ	
73	結束テープ	
G	第1・第2部材間の隙間	
	第1・第2部材間の対向角	

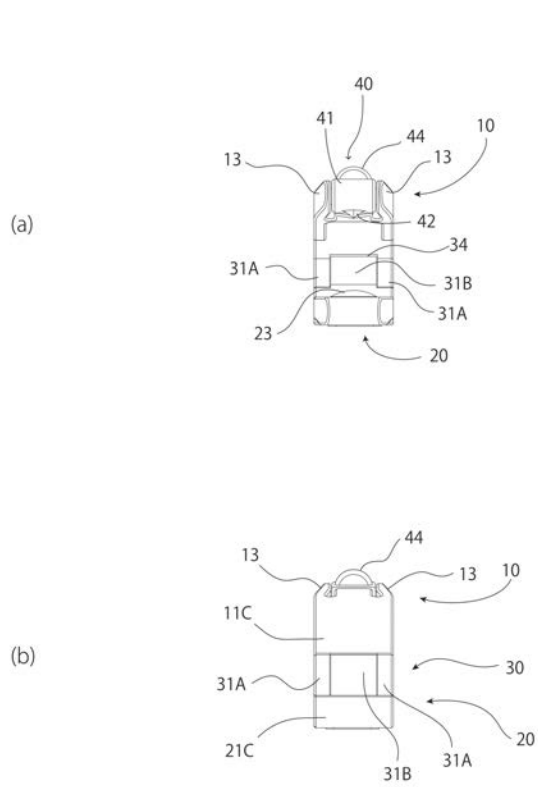
【 図 1 】



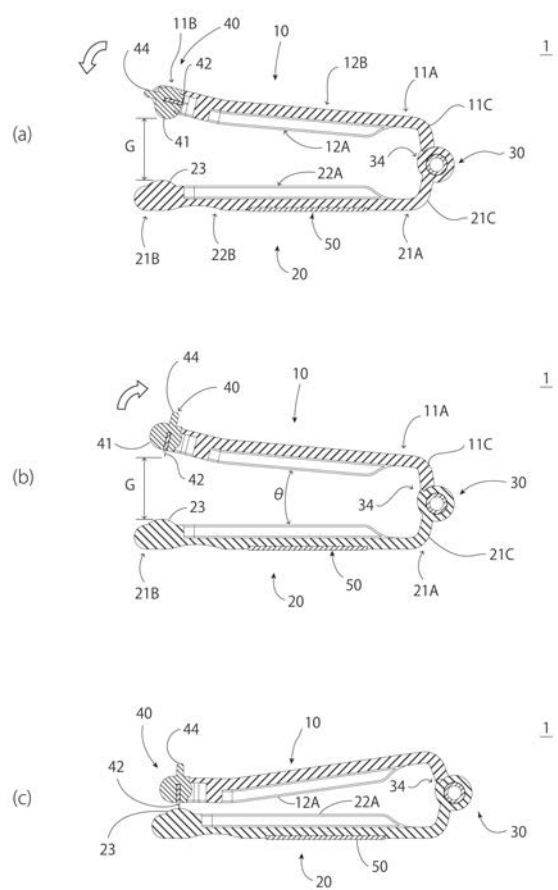
【 図 2 】



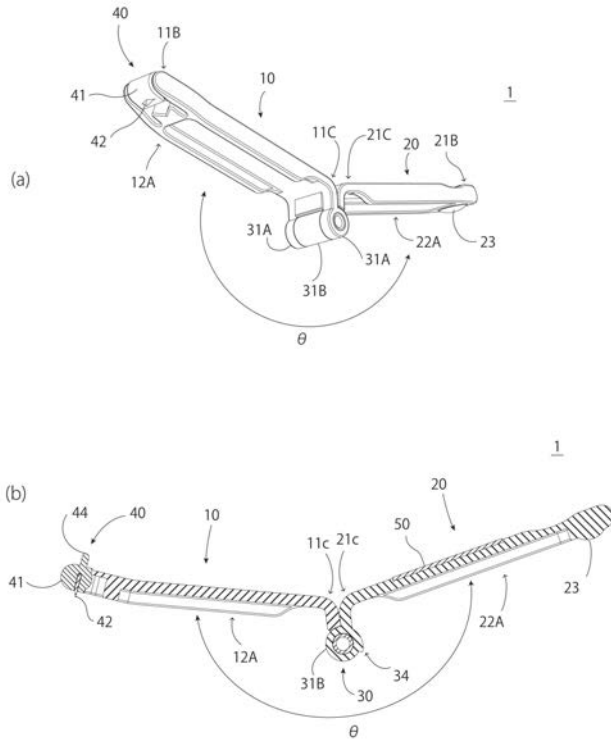
【 図 3 】



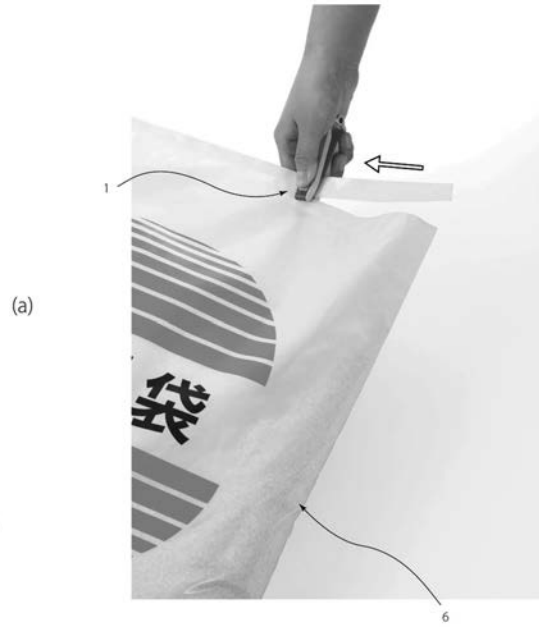
【 図 4 】



【 図 5 】



【 図 6 】



【 図 7 】

